重要事項説明書

令和７年６月 30 日現在

特定非営利活動法人ヒューマックスでは入居者に対して、高齢者グループホームサービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１，　運営法人の概要

法人名	特定非営利活動法人　ヒューマックス
法人の所在地	〒935-0032　富山県氷見市島尾 548-1 番地
電話番号	０７６６－７３－２２７０
ＦＡＸ番号	０７６６－９１－５６１６
代表者氏名	石　田　修　一
設立年月日	平成１１年１１月４日
理念	グループホーム島尾の家・堀田の家は、一人ひとりのプライバシーを尊重しながら大家族としての生活を楽しむ、誰もが住みたくなる家です。家は、家庭であり、入居者も家族も職員もボランティアも、そこで出会う人すべてが、家族としての信頼関係を築き、共により楽しい生活が送れる。

２，　事業所の概要

事業所名及び所在地	グループホーム堀田の家　　氷見市堀田 465-3 番地
提供サービス	高齢者グループホーム
管理者	石田　修一
サービス提供地域	氷見市
定員	2 名
目的	利用者の心身の状況に応じて、その自主性を保ち、意欲的に日々の生活が送ることができることを念頭に、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で、利用者の心身の安定した、充実した日常生活が送れるよう適切な働きかけを行うように努める。

３，　サービスの方針等

① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
② 利用者及びその家族が、必要とする適切なサービスを提供します。
③ 利用者及びその家族にサービスの内容等を説明し、利用者及びその家族の同意をもってサービスを提供します。
④ サービス計画に基づいてサービスを提供し、常にそのサービスの質の管理、評価、改善を行います。

４，　営業日時

年間を通じて毎日サービスを実施します。

５，　事業所の職員体制

常勤する者及び時間帯	1名	9時～17時
常勤する者の不在時の対応及び時間帯	定期的に安否の確認を行います。	17時～9時

６，　サービス利用料及び利用者負担金（１日当たり）　（単位：円）

	管理費	食材料費	部屋代（1室）	1日あたりの金額
利用者負担金	1,000	1,150	2,300	4,450

＊ 管理費内訳は、光熱水費・洗濯機使用料です。
＊ 食材料費内訳は、朝食 300 円・昼食 450 円・夕食 400 円（おやつ代含む）
（突然の利用中止の場合、食費が発生することがあります。）
＊ 個人が利用する日用雑貨等の生活消耗品は、実費です。
＊ 個室で電気製品を使用される場合は１点につき１日５０円です。

７，　利用料金のお支払い方法

利用者負担金等は原則として、預金口座からの引落としをお願いしております。お手数ですが引落とし口座登録をお願い致します。現金でのお支払いをご希望される方は、ご相談に応じます。お気軽にお申し出ください。
請求書は、翌月１０日に契約者の方に送付します。指定口座より翌月２７日に引落としとなります。引落とし確認後、次回の請求書送付時に領収書を同封させて頂きます。

８，　入退居

（１）　生活を営む事に支障がない方を対象とさせて頂きます。
（２）　利用申請者の利用に際し、主治医の診断書等により利用者状態について確認させて頂きます。
（３）　利用希望者の利用については、主治医師の判断等により入院治療を必要とする場合及び安全かつ安心して生活する為に必要なサービスを提供する事が困難であると判断された場合は、必要な措置を講じます。
（４）　入居者の退去に際しては、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者と綿密な連携に努めます。

９，　秘密保持

当事業所はサービス従業者が、サービスを行う上で知り得たご本人及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由がなく第三者に漏洩することはありません。

１０，契約の終了

（１）　ご契約者から解約の申し出があればいつでも解約できます。その場合は解約を希望する２日前までにお申し出ください。

（２）施設側から契約解除をしていただく場合

①　ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げないで、その結果本契約を継続し難い重大な事情を発生させた時

②　ご契約者による、サービス利用料金の支払いが遅延し、相当期間定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合

③　ご契約者が、故意又は過失により事業者及び他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

④　利用者の疾病による入院治療期間が２週間以上にわたる時

１１，事故の対応

サービス利用時において、利用者に病状の急変又は事故等が生じた場合は、速やかにご家族、主治医、救急医療へ連絡する等、必要な対応を行います。

１２，損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じさせた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生についてご契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１３，サービスに関する相談や苦情について

ご相談や苦情がありましたら、管理者に遠慮なくお申し出下さい。

① グループホーム堀田の家　　管理者：石田　修一　電話０７６６－９１－８７２０

＊　受付時間：毎日９：００～１７：００

（管理者不在の場合は職員にお申し出いただければ管理者に連絡いたします。）

年　　月　　日

私は、本書面に基づき、高齢者グループホームサービスの重要事項の説明を行いました。

グループホーム＿＿＿＿の家
説明者　氏　名　　印

私は、重要事項の説明を受けました。

利用者　住　所

氏　名　　印

契約者　住　所

氏　名　　印

（ 続柄 ）